理事の職務権限に関する規程

（理事の職務及び権限）

1. 理事は、理事会を構成し、法令、定款の定め及び理事会の議決に基ずき、この法人の業務を執行する。

２ 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

３ 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しな い。

４ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

（附則） この規程は令和３年４月１日から施行する。